

機能性表示食品制度の根本的な見直しを求める意見書について

機能性表示食品制度の根本的な見直しを求めるることについて、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年6月21日

旭川市議会
議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

中村みなこ

まじま 隆英

石川厚子

能登谷繁

機能性表示食品制度の根本的な見直しを求める意見書

小林製薬の「紅麹」を含む機能性表示食品を摂取したことにより、5人が死亡、延べ1,600人を超える方が医療機関を受診し、入院患者は延べ280人に達するという深刻な事態に発展している。

健康の維持増進に役立つことを商品に表示できるのは、2015年の機能性表示食品制度が導入されるまでは、栄養機能食品と特定保健用食品（トクホ）の2種類であった。栄養機能食品は、ビタミンなどの栄養成分量が国の規格基準に適合するもの、特定保健用食品は、有効性や安全性の科学的根拠を国が食品1点ごとに審査し許可するものである。

これに対し、機能性表示食品は企業の届出制であり、特定保健用食品のように人を対象にした臨床試験は必須でなく、安全性と機能性に関する科学的根拠となる資料を提出するだけで、国の審査はない。このため、機能性表示食品の安全性と機能性の担保は企業任せで、極めて不十分である。また、チェック体制も極めて貧弱であり、消費者庁の機能性表示食品の検査予算は約1,000万円で検査できるのは年間50件ほどしかなく、さらに消費者庁は自前の検査機関を持っておらず、民間の検査機関に委託している状況である。

よって、国においては、欠陥が明らかである機能性表示食品制度を根本的に見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会